

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、持続的な成長と社会への貢献を目指していく中で、迅速かつ透明性ある意思決定を行っていくことが重要であると認識しております。

その認識のもと、企業価値の拡大に合わせた意思決定体制の構築、及び経営陣・全社員へのコンプライアンスの徹底を行い、株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーに対する利益の最大化を図ります。

そのため、当社グループは経営環境の変化に迅速かつ公正に対応する意思決定機関を構築し、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保して信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員会並びに監査等委員である取締役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」については、その全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カヤック	1,427,000	51.41
谷田 優也	173,500	6.25
GMOクリック証券株式会社	55,900	2.01
株式会社SBI証券	45,844	1.65
楽天証券株式会社	40,300	1.45
原田 清士	35,000	1.26
古澤 明仁	25,075	0.90
MSIP CLIENT SECURITIES	17,800	0.64
寿美工業株式会社	17,000	0.61
川田 信一郎	15,900	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社カヤック (上場: 東京) (コード) 3904

補足説明

3. 企業属性

山田 洋司	他の会社の出身者																			
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 征也			該当事項はありません。	田村征也氏は、エンタメコンテンツ(ゲームやプロスポーツ)の経営を経験してきた知見があり、事業拡大への躍進に寄与していただくことを期待するとともに、これら経験を基にした経営サポート、特に当社において今後発生するであろう事業的・組織的リスクについて、先を行く経営者として、当社の経営を監督していただけるものと判断しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく一般株主との利益相反を生じる恐れがないことから、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考え、独立役員に選任しております。
岩崎 恵子			該当事項はありません。	岩崎恵子氏は、公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しております。 また、同氏は東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たし一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に選任しております。
松本 祐輝			該当事項はありません。	松本祐輝氏は、弁護士としての法律全般に関する豊富な知識を有するとともに、eスポーツ業界における関連業法についても精通しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しております。 また、同氏は東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断しておりますが、同氏の所属する法律法人の方針により独立役員の指定、届け出は行いません。
山田 洋司			該当事項はありません。	山田洋司氏は、長年に亘るIT業界での経歴と経営者としての経験があり、客観的な立場から当社の職務遂行について監査していただける事を期待しております。 また、同氏は独立的かつ中立的な立場から職責を十分に果たすことが可能であり、更に同氏は東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たし一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし
---	----

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置します。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は定期的に内部監査室及び会計監査人と意見交換等を行い、三者間で情報共有をすることで連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、社内取締役、社外取締役及び従業員を対象にストックオプションを付与しております。付与数に関しましては、過去の業績貢献度及び将来への期待を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役等の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外役員と常時情報の交換・連携・協議が実施できる体制としております。また、会社状況をタイムリーに把握するために、定期的に経営会議等の議事録を共有するなどサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の合計6名で構成されており、原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

2 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。監査等委員会監査につきましては、監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査等委員会において情報共有を図っております。

3 経営会議

当社は経営と業務執行機能を明確にする執行役員制度を導入し、原則毎週1回経営会議を開催し、経営上の重要事項に対する十分な議論と迅速な意思決定を行う体制をとっております。経営会議は、取締役会決議事項及び報告事項の事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。経営会議の出席者は取締役(社外取締役は任意)、執行役員及び代表取締役が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

4 内部監査

内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室が内部監査業務を実施しております。内部監査にあたっては、每期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については代表取締役に都度報告する体制となっております。

5 社外取締役

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、社外取締役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、機動的で透明性・効率性の高い経営体制を担保するため、上記のようなガバナンス体制を敷いているほか、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置することにより、更なる体制の強化を図っております。

また、当社は、親子上場の子会社であることから、独立性の高い社外取締役(東京証券取引所が一般株主の保護のために確保を義務付けている独立役員に指定しております。)を選任し、経営を監督する体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ウェブサイト上にてディスクロージャーポリシーを公開しており、 (1)情報開示の基準 (2)情報開示の方法 (3)インサイダー取引の未然防止 (4)業績予想および将来情報の取り扱い (5)沈黙期間 (6)社内体制の整備について についてそれぞれ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会の実施を積極的に検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び各四半期決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的に開催し、経営の状況や戦略・施策、見通しについて説明しております。終了後には、速やかに説明会内容について書き起こしを公開しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社の株主構成を踏まえ、海外投資家向けの定期説明会は開催しておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の比率が高まった際は、開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は経営企画室にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。当社はステークホルダーに対し、IRサイトにおける決算説明資料の開示や配信による決算説明会等を通じ、適時適切に積極的に情報を提供する機会を設けていく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループでは、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」及び各種社内規程を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。そのうえで、内部統制が有効に機能していることを検証するため、内部監査室及び監査等委員会による継続的な監査を行ってまいります。

また、当社グループでは、法令遵守はもちろんのこと、より公正かつ透明性の高い経営を実行するため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、委員長である代表取締役並びに規程で定められた役職員で構成され、コンプライアンス施策の立案、実施、評価及び遵守状況の取締役会への報告を行っております。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。
- (b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員の職務執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- (c) コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すと同時に、研修等を定期的に行うことにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
- (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- (b) 文書取り扱い主管部署は、取締役及び監査等委員である取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- (b) 毎月1回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握し対応するために、経営会議を開催します。

5 当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行います。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理本部が担当します。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとします。
- (b) 内部監査人は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施します。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員会である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会が使用人を置くことを求めた場合においては、以下の事項を実施します。

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- (b) 当該使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施する。

7 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、各監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- (b) 監査等委員である取締役への報告・情報提供は以下のとおり行います。
 - ・取締役会での報告、情報提供
 - ・各部門長等のヒアリング時の報告、情報提供 等

8 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役及び内部監査人は、監査等委員会と必要に応じて意見交換を行います。
- (b) 監査等委員である取締役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受けとります。
- (c) 監査等委員会は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- (1) 当社グループの社内規程等に明文の根拠を設け、組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む
- (2) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する

2.反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- (1) 「反社会的勢力排除に関する規程」において反社会的勢力に対する姿勢について明文化し、全職員の行動指針とする
- (2) 反社会的勢力の排除を推進するために総務部を管理部署としている
- (3) 「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む
- (4) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う
- (5) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む
- (6) 暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員に加入し、情報収集と社内への情報共有を行う
- (7) 取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる条項を盛り込む

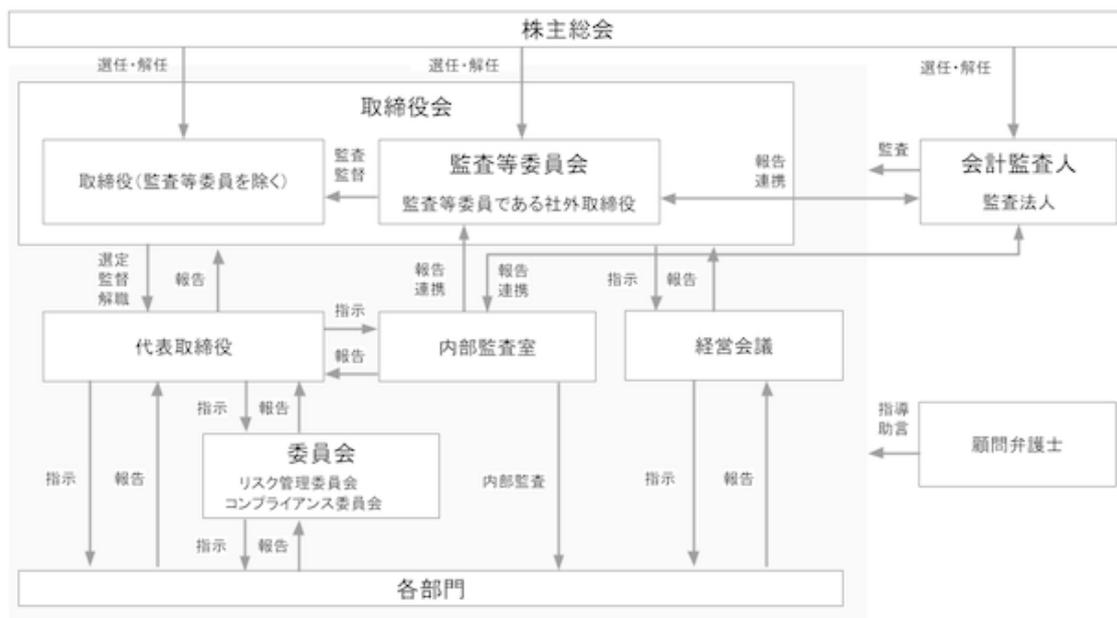
その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

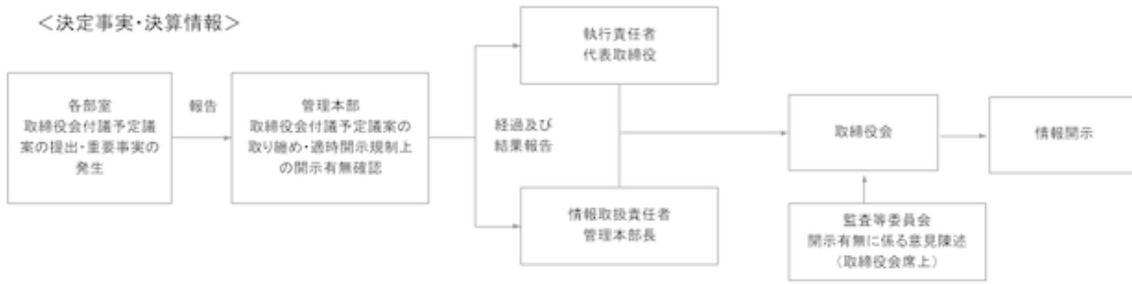
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



<決定事実・決算情報>



<発生事実>

